

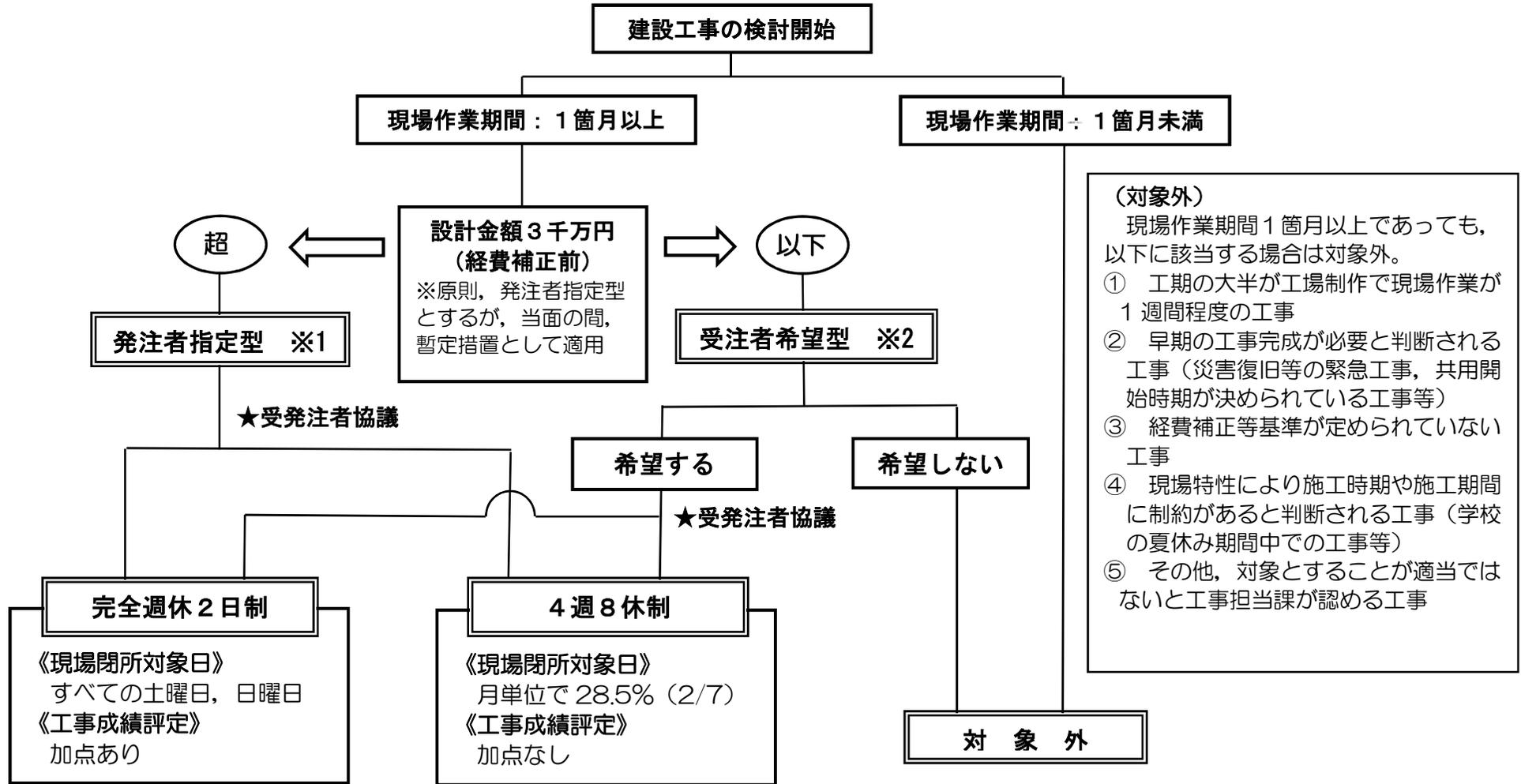
令和7年度 週休2日制促進工事の導入について

【目的】

改正労働基準法（平成30年6月成立）による罰則付き時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用された。また、建設業界における高齢化等により技能労働者が大量に離職することが見込まれている。将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、建設業の将来を担う若者の入職・定着を促し、人材を確保することが最重要課題であり、労働環境の改善、建設業の魅力向上が必要とされている。

これらの状況を踏まえ、適正な工期設定とそれに伴う必要な経費補正に対応した週休2日制促進工事を導入するものである。

【週休2日制促進工事のフロー】



※1（発注者指定型）

・当初設計の時点で週休2日制に係る経費補正を実施。最終的に週休2日を達成できなかった場合は、変更契約により補正分を減額。

※2（受注者希望型）

・当初設計の時点では週休2日制に係る経費は見込まない。最終的に週休2日を達成した場合は、変更契約により補正分を増額。